



## 地域最低賃金 改定実施

### － 最賃違反を許すな！ －

今月、10月から令和5年度の地域最低賃金が発行された。

10月14日発行の山形・佐賀の両県を最後に、全国の都道府県で改定されており、47都道府県で39円から47円引き上げられ全国平均では1,004円となった。

最低賃金法では、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を下支えすることで労働者の生活の安定を図ることを目的にしている。

しかし、事業者が最低賃金を支払うことを目標としているようでは、他産業との賃金格差は拡大するばかりで要員不足の解消など果たせるはずない。

ましてや、最低賃金すら支払わないような悪質事業者など言語道断だ。

労働基準法の第1条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と規定されている。

我々全自交が求めるのは最低賃金すら支払わない悪質事業者の排除と最低賃金を上回る公共交通従事者に相応しい賃金の獲得だ。

そのためにも労働組合による最賃違反の有無を確認することが必要なのだ。